積丹町公告第１０号

積丹郡積丹町大字日司町及び野塚町の各一部地域内の土地について、国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号）第３０条第５項の規定に基づき筆界案を作成したので、同条同項の規定により下記のとおり公告する。

令和８年１１月２０日

積丹町長　松　井　秀　紀
（公印省略）

記

１．土地の所在・地番
積丹郡積丹町大字野塚町５３番（宅地）
積丹郡積丹町大字野塚町５９番（宅地）

２．筆界案を確認することができる場所
積丹町役場　建設課

３．筆界案を確認することができる者
当該土地の所有者、その他利害関係人及びこれらの代理人

４．筆界案の作成者
積丹町（建設課）

５．公告期間
令和８年１１月２５日から令和８年１２月１４日まで２０日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
筆界案の確認は期間中午前９時から午後５時まで行うこととする。
公告の日から２０日間意見を申し出ることができる。
なお、公告の日から２０日間を経過しても申出がないときは、地籍調査作業規程準則第３０条第５項の規定に基づき調査を行う。